

総合評価点算定基準

1 趣旨

この算定基準は、松本市総合評価落札方式実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき適正な算定を実施するため、必要な細目について定める。

2 評価点の設定

点数の配分は以下による。

- (1) 価格点：75.4～81.4 点
- (2) 価格以外の評価点：18.6～24.6 点

3 総合評価点の算定方法

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

4 価格点の算定方法

- (1) 応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を超えた者、または要綱第7条に基づき失格となった者を除いて算定する。
- (2) 価格点＝配点×最低価格／入札価格〔小数点以下第3位四捨五入第2位止め〕
※ 最低価格とは、有効な入札価格のうち、最低の入札価格とする。

5 価格以外の評価点

価格以外の評価点は、以下に示すとおりとする。

工事成績等について算定した合計点とする。なお、評価の基準については以下を参考に案件ごとに定めるものとし、評価の基準日は公告日とする。

(1) 企業の技術力

ア 企業の施工能力

- (ア) 工事成績（必須）：松本市工事検査課による検査を受けた工事の工事成績評定を基に算出する。（最大8点）

評価点＝8点×（工事成績評定点－65）／（最高工事成績評定点－65）

〔小数点以下第3位四捨五入2位止め〕

- ※1 工事成績評定点は、松本市工事検査課による検査を受けた工事の過去4カ年（検査年度）の工事成績評定点を単純平均して求める。〔小数点以下第2位四捨五入第1位止め〕
- ※2 最高工事成績評定点は、有効な価格以外の評価点申請者のうち、工事成績評定点が最高の者の点数とする。
- ※3 工事成績評定点が65点の場合及び工事成績評定点がない場合の評価点は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。
- ※4 工事成績評定点の対象工事は以下のとおりとする。
 - (1) 業種区分はすべての業種とする。
 - (2) 松本市工事検査課による検査を受けた工事（松本市上下水道局及び松本市を構成員とする団体等が発注した工事を含む）で契約金額が200万円（税込）以上の工事を対

象とする。

(3) 共同企業体の構成員として契約した工事も対象とする。

※5 工事成績評定点の取得者が少ない工事においては、配点を下げることができるものとする。

(イ) 工事实績（同種・類似工事实績）（選択）：専門性の高い工事や経験・実績などが求められる工事において、同種・類似工事の実績の有無により評価する。（最大2.0点）

※1 上記の点数の範囲内で加点する。

※2 実績は、公共機関等（建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条第1項第15号で定義された機関（以下「公共機関等」という。））から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、公告で定めた場合は民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。

※3 求める実績の規模、内容等については、その都度決定する。

※4 工事成績評定点が65点未満の工事については、実績として認めないものとする。

※5 工事施工実績調書（総合評価落札方式）を提出すること。

※6 対象期間は、公告日を起算日とした過去4年間を基本とし、公告日前日までに竣工したものを評価対象とする。ただし、公告で定めた場合は対象期間を変更できるものとする。

(ウ) 優良工事（優良工事表彰実績）（必須）：本市の優良工事表彰実績のある者を評価する。（最大1.0点）

a 表彰実績2回以上：1.0点

b 表彰実績1回：0.5点

※1 上記の点数を加点する。

※2 実績とする評価対象工事は以下のとおりとする。

(1) 評価対象は入札案件と同一の工事種別に限る。

(2) 共同企業体の構成員として受賞した工事も対象とする。

※3 実績とする期間については、公告日の属する年度の前年度までの過去4年度分（表彰実績年度）とする。

イ 技術者の施工能力

(ア) 技術者実績（同種・類似工事实績）（選択）：同種・類似工事の主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した実績を評価する。（0.5点）

※1 上記の点数を加点する。

※2 実績は、公共機関等から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、公告で定めた場合は民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。

※3 求める実績の規模、内容等については、その都度決定するものとする。

※4 工事成績評定点が65点未満の工事については、実績として認めないものとする。

※5 配置予定技術者調書（総合評価落札方式）を提出すること。

※6 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、最も下位の者の点数とする。

※7 対象期間は、公告日を起算日とした過去4年間を基本とし、公告日前日までに竣工したものを評価対象とする。ただし、公告で定めた場合は対象期間を変更できるものとする。

(イ) 優良工事（優良工事表彰実績）（必須）：本市の優良工事表彰対象工事の主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した実績を評価する。：0.5点

- ※1 上記の点数を加点する。
 - ※2 評価対象は入札案件と同一の工事種別に限る。
 - ※3 実績とする期間については、公告日の属する年度の前年度までの過去4年度分（表彰実績年度）とする。
 - ※4 技術者等の表彰対象工事施工時の所属は問わないものとする。
 - ※5 配置予定技術者調書（総合評価落札方式）を提出すること。
 - ※6 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、最も下位の者の点数とする。
- (ウ) 技術者の保有資格（必須）：契約時に配置する技術者（技能者を含む。）の資格の有無及び保有期間により評価する。（最大1.0点）
- ※1 上記の点数の範囲内で加点する。
 - ※2 登録が必要な資格については、公告日までに登録が完了していなければならない。
（監理技術者1点、主任技術者0.5点※資格保有期間が3年に満たない場合0点）
 - ※3 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、最も下位の者の点数とする。
 - ※4 保有資格及び保有期間を確認することができる資格者証等の写しを提出すること。
- (エ) 継続教育（必須※継続教育の対象工種のみ）：継続教育（CPD）の学習単位の取得実績により評価する。（最大1.0点）
- a 以下の要件を満たす主任技術者等を配置できる場合：1.0点
- (a) 土木系工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事等）
建設系CPD協議会に属する団体が認定したCPDプログラムにおける学習単位が60単位以上
 - (b) 建築系工事（建築一式工事、電気工事、管工事等）
建築CPD運営会議に属する団体が認定したCPDプログラムにおける学習単位が30単位以上
 - (c) 解体工事
建設系CPD協議会に属する団体が認定したCPDプログラムにおける学習単位が60単位以上、又は建築CPD運営会議に属する団体が認定したCPDプログラムにおける学習単位が30単位以上
- b a以外で、以下の要件を満たす主任技術者等を配置できる場合：0.5点
- (a) 土木系工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事等）
建設系CPD協議会に属する団体が認定したCPDプログラムにおける学習単位が40単位以上
 - (b) 建築系工事（建築一式工事、電気工事、管工事等）
建築CPD運営会議に属する団体が認定したCPDプログラムにおける学習単位が20単位以上
 - (c) 解体工事
建設系CPD協議会に属する団体が認定したCPDプログラムにおける学習単位が40単位以上、又は建築CPD運営会議に属する団体が認定したCPDプログラムにおける学習単位が20単位以上
- ※1 発注工事の工種に応じて、上記の点数を加点する。
 - ※2 学習履歴証明書の写しを提出すること。
 - ※3 学習履歴証明書は、以下を有効とする。
 - ・証明期間又は単位取得期間が、公告日が属する年度の前年度までの過去3年度分

のもの。

※4 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、最も下位の者の点数とする。

※5 上記を基本とするが、公告で定めた場合は内容を変更できるものとする。

※6 解体工事において、複数の要件を満たす場合は、最も配点の高いものを選択する。

(オ) 担い手育成（選択）：女性又は満40歳未満の技術者を配置する者を評価する。：0.5点

※1 公告日において上記の条件を満たす場合に点数を加点する。

※2 女性かつ満40歳未満であっても、0.5点の加点とする。

※3 配置予定技術者調書（総合評価落札方式）を提出すること。

※4 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、最も下位の者の点数とする。

(2) 企業の社会性・地域性

ア 社会貢献

(ア) 環境対策（必須）：環境対策に関する認証制度等について、その取得実績又は登録状況により評価する。

（最大2.3点）

a ISO14001又はエコ・アクション21の認証取得事業所：0.5点

※1 上記の点数を加点する。ただし、複数取得の場合でも0.5点とする。

※2 認証を証明する登録証の写しを提出すること。

b ecoオフィスまつもと認定取得事業所：（最大1.3点）

※1 マスターランク認定取得事業所：1.3点

※2 ☆☆☆認定取得事業所：1.0点

※3 ☆☆認定取得事業所：0.5点

※4 ☆認定取得事業所：0.3点

※5 上記の点数を加点する。

c 長野県SDGs推進企業登録制度の登録企業：0.5点

※1 上記の点数を加点する。

※2 長野県SDGs推進企業登録証（公告日において有効であるもの）の写しを提出すること。

(イ) 労働福祉（必須）：障がい者雇用、ワーク・ライフ・バランスの推進、健康経営の状況により評価する。（最大3.3点）

a 障がい者雇用（最大1.0点）

(a) 障がい者を常用労働者として、法定の障がい者雇用数の2倍を上回って雇用している又は法定雇用義務は無いが2名以上雇用している場合に評価する。：1.0点

(b) 障がい者を常用労働者として、法定の障がい者雇用数を上回って雇用している又は法定雇用義務は無いが雇用している場合に評価する。：0.5点

※1 上記の点数を加点する。

※2 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定に基づく障害者雇用状況報告書の写し又は障がい者雇用状況申出書を提出すること。

b ワーク・ライフ・バランスの推進（最大1.3点）

(a) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定、若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定のいずれかを受けている場合に評価する。：1.3点

※1 上記の点数を加点する。

※2 認定通知書の写しを提出すること。

- (b) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出、受理されている場合に評価する。：1.0 点

※1 上記の点数を加点する。

※2 「一般事業主行動計画策定・変更届」(公告日において計画期間中のもの)の写しを提出すること。

- (c) (a)(b)以外で、育児休業制度を就業規則に規定している場合に評価する。：0.5 点

※1 上記の点数を加点する。

※2 就業規則 (公告日において適用となっているもの)の写しを提出すること。

- c 健康経営優良法人認定を受けている場合に評価する。：1.0 点

※1 上記の点数を加点する。

※2 認定証 (公告日において有効であるもの)の写しを提出すること。

イ 地域要件

地域要件（選択）：入札者の本店等所在地を基に評価する。（最大 2.0 点）

- a 松本市内に本店がある者：2.0 点

- b 松本市内に支店等がある者：1.0 点

※ 上記の点数を加点する。

ウ 地域貢献

- (ア) 災害対応（必須）：（最大 1.0 点）

- a 国土交通省各地方整備局「災害時の基礎的事業継続力」認定企業となっているものを評価する。（0.5 点）

※ 上記の加点をする。ただし、複数の地方整備局から認定を受けている場合でも 0.5 点とする。

- b 災害時の応援協定等の締結状況により評価する。（最大 0.5 点）

※1 松本市と災害時の応援協定等を締結している者又は締結している団体の構成員：0.5 点

※2 松本市災害時サポート事業所登録をしている者：0.3 点

※3 上記の点数を加点する（最も配点の高いものを選択する）。

- (イ) 松本市道の除融雪契約（選択）：前年度に松本市と道路除融雪業務委託契約を締結している者を評価する。（最大 1.0 点）

- a 1・2次路線の除雪・融雪業者：1.0 点

- b 1・2次路線の除雪業者：0.5 点

- c 1・2次路線の融雪業者：0.5 点

- d 3次路線の除雪業者：0.3 点

※ 上記の点数を加点する（最も配点の高いものを選択する）。

- (ウ) 消防団活動（必須）：松本市消防団協力事業所として表示証を交付されている者を評価する。（0.5 点）

※ 上記の点数を加点する。